

題 目 “絶対に”ダメ？：手続き的公正は保護価値を緩和するか  
—幌延深地層研究センターに関する調査—

氏 名 石山 貴一

指導教官 大沼 進

放射性廃棄物の処分地をめぐる問題は、一般的に NIMBY 問題の一つとされる。しかし NIMBY 問題では当事者性の違いにより問題の捉え方がそもそも異なることが報告されており、地層処分問題においても当事者性の違いを理解する必要がある。また、合意形成問題においては、当該地域住民が他の価値とのトレードオフを拒否する保護価値(Protected Value)を抱くと、建設的な議論の場の設定が難しくなるという事情がある。しかし先行研究では、非帰結主義的な「決め方」が保護価値から受容への影響を緩和する可能性も示されてきた。

本研究では、首都圏・関西圏・札幌市の計 1620 名の住民へ Web 調査を実施した。北海道幌延町の幌延深地層研究センターへの評価や意見を尋ね、次に「もしあなたが幌延町民だったら」という想定で同様の質問を設けた。地層処分問題が NIMBY 的性質を持つのであれば、当事者性が高いほど幌延深地層研究センターへの評価や受容は否定的になると予測される。また、幌延深地層研究センターは一部住民説明会の主催を反対派の住民団体に一任しており、これは手続き的公正の一要素である権威統制(Authority control)のなさを見なせる。この点について、事前説明文で提示する群と提示しない群を設けた。ここでは権威統制の評価が提示群で抑えられることを確認するとともに、手続き公正とその構成要素が、保護価値から受容への影響を緩和させるのかを探索的に検討した。

結果、当事者の立場を想定したとき、そうでない場合よりも不安や懸念を感じ、センターの存続も受容しにくくなった。また、当事者の立場では事業への総合的評価や手続き的公正のほかに、世代間不公正や世代間主観的規範なども受容に影響を与えていた。この結果は、受容判断に際して当該地域住民の立場に置かれたときに発現しやすい評価基準があることを示している。また、反対派へ説明会の主催を委任することを文章で提示した群において、非提示群よりも権威統制の評価が抑えられた。さらに受容を目的変数とした重回帰分析では保護価値と権威統制との交互作用効果がみられ、その様相を単純傾斜分析で確認したところ、権威統制の評価が低いほど保護価値から受容への影響が緩和された。また、意見反映でも同様の交互作用効果がみられた一方、全体的な手続き的公正ではみられなかった。説明会の主催を委任する本事例の手続きを含め、結論ありきではない議論の場の設定が、保護価値から受容への影響を緩和させると解釈できる。